

サプライヤー向け利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、NE株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第1条で定義します）の利用の諸条件を定めるものです。本規約をご覧いただき、ご同意された上で本サービスをご利用ください。

なお、本規約に定める内容のほか、本サービスに掲載する本サービスの利用に関するルール等も、本契約の内容を構成するものとします。

第1条 定義

- 1 「サプライヤー」とは、本サービスを利用して本商品を販売することを目的に会員登録を行った法人をいいます。
- 2 「バイヤー」とは、本サービスを通じてサプライヤーから本商品を購入することを目的に会員登録を行った法人をいいます。
- 3 「本商品」とは、サプライヤーが本サービスを利用してバイヤー向けに販売する商品をいいます。
- 4 「商品ページ」とは、サプライヤーが本商品を売るための本サービス上のページをいいます。
- 5 「ブランドページ」とは、サプライヤーが自身のブランド、本商品等を説明するための本サービス上のページをいいます。
- 6 「本サービス」とは、当社が提供する、サプライヤーが設定する価格で本商品の販売ができるサービス「encermall」（名称が変更された場合には当該変更後のサービスを含み、以下「本サービス」といいます。）をいいます。
- 7 「利用申込者」とは、サプライヤーとしての会員登録を申し込む者をいいます。

第2条 本規約の適用範囲

- 1 本規約は、当社とサプライヤーとの本サービスの利用に関する条件を定めることを目的とし、当社とサプライヤーとの間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。本サービスをご利用になる際は必ず本規約をお読みになり、本規約をご承諾ください。なお、本規約に定める内容のほか、本サービスに掲載する本サービスの利用に関するルール等も、本契約の内容を構成するものとします。
- 2 サプライヤーが本サービスを利用した時点で本規約に承諾したものとみなします。
- 3 本サービスは、法人向けのものであり、サプライヤーの資格として法人であること及び適格請求書等保存方式（複数税率に対応したものとして開始される仕入税額控除の方式）における適格請求書発行事業者として登録することを条件とします。

第3条 会員登録

- 1 利用申込者は、当社が定める方法で、真実かつ正確な最新情報で本サービスの利用を申し込むものとし、当社がこれを承諾した時に本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- 2 当社は、利用申込者に対し、以下の場合に本サービスの利用を承諾しないことがあります。当社は、承諾しなかった場合の理由については利用申込者に開示する義務を負いません。また、利用申込者は判断の結果に対して異議を述べることはできません。
 - (1) 利用申込者が実在しない場合
 - (2) 利用申込者が届け出ている住所、電話、メール等の連絡先に連絡が取れない場合
 - (3) 登録情報（本サービス上に登録されているサプライヤーの情報を意味します。以下同じ。）に虚偽またはこれに類する不正確な内容の記載が含まれていることが判明した場合
 - (4) 当社の業務の遂行上または技術上支障がある場合
 - (5) 利用申込者について、第25条の反社会的勢力である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
 - (6) 利用申込者が、オークション、フリーマーケットのみで商品を販売している場合

- (7) 利用申込者が在庫を持たずに商品を販売している場合
 - (8) 利用申込者が、当社が禁止する商品を販売している場合
 - (9) その他当社が不相当と認めた場合
- 3 本サービスの利用は、日本に営業所又は居所のある法人に限ります。

第4条 IDおよびパスワードの管理

- 1 サプライヤーは、本サービスのIDおよびパスワードを、自己の責任において管理するものとし、これを第三者に利用させること、貸与、譲渡、名義変更、売買、担保設定等一切の処分をしてはならないものとします。
- 2 本サービスのIDおよびパスワードを利用して行われたあらゆる行為の責任は、第三者がサプライヤー本人の同意なく行った場合や不正に使用した場合であっても、サプライヤーが負うものとし、当社は、サプライヤーに生じたあらゆる損害について、一切責任を負いません。
- 3 サプライヤーは、本サービスのIDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。ただし、当社は、当該サプライヤーのIDおよびパスワードによるサービスの利用停止または終了の措置を当社の裁量で取ることができるものとしますが、このような措置をとる義務を負うものではなく、その情報漏洩等によって生じたあらゆる損害について一切責任を負いません。

第5条 提供する情報の利用及び商標等の使用許諾

- 1 本サービスに掲載されている情報（商品ページ、ブランドページに掲載される情報を含みますが、これに限られません。）は、当社又は情報作成者たる第三者に著作権が帰属します。当該情報を転用、開示、提供、掲載等により利用する場合には、著作権者である、当社又第三者の許可が必要です。
- 2 サプライヤーは、自らの責任で本サービスに掲載されている情報の真偽を確認した上で利用するものとし、本サービスの情報を利用することでサプライヤーに生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 3 サプライヤーは、当社に対し、サプライヤーが権利を有する商標、サプライヤーのサービスマーク、サプライヤーの商号、店舗の名称、サプライヤーのコンテンツ及びサプライヤーの本商品の写真に関する著作権について、次の範囲で使用を許諾するものとします。
 - (1) 使用範囲 本サービスの提供及び本サービスの広告宣伝に必要な範囲で、当社その他の第三者のパンフレット、ウェブサイトその他の媒体に掲載すること
 - (2) 使用対価 無償

第6条 本サービスにおける当社、サプライヤー、バイヤー間の契約関係

- 1 本サービスは、サプライヤーがバイヤーへ本商品を販売するための「機会」を当社が提供するものです。サプライヤーが本サービスを通じて行う本商品販売は、サプライヤーとバイヤーとの間で直接行い、売買契約が成立する取引（以下「本件取引」といいます。）です。
- 2 当社がバイヤーまたはサプライヤーとなる取引を除き、当社は本件取引の当事者とはならず、本件取引に関する責任を負いません。
- 3 当社は、本件取引の当事者になるものではありません。従って、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も、当社は、本商品の購入代金及び送料等をバイヤーに返還する義務を負わず、バイヤーは、何らかの理由で本商品の購入代金及び送料等の返還を求める場合、サプライヤーに請求するものとします。
- 4 以下の各号については、本商品の売主たるサプライヤーが直接責任を負い、バイヤーに対して誠実に対応するものとし当社は一切の責任を負わないものとし、サプライヤーは予めこれに同意します。
 - (1) バイヤーへの本商品の発送及び引渡し
 - (2) 本商品の適切な管理、品質の保証

- (3) バイヤーからの返品、交換等の対応
- (4) その他、売買契約の当事者であるサプライヤーとバイヤーの間で発生したトラブルの解決
- 5 当社は、バイヤーまたはサプライヤーからの承諾なく、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第7条 本商品の掲載

- 1 サプライヤーは、当社所定の方式により本商品を本サービス上に登録するものとします。
- 2 サプライヤーは、登録した本商品についての情報が真実かつ正確であることを保証するものとします。
- 3 サプライヤーは、本商品の内容及び販売・提供条件について、文字及び画像により具体的かつ適切な説明を行うものとします。
- 4 サプライヤーは、本サービスに登録した本商品の情報を当社所定の方式により自由に変更できるものとします。
- 5 サプライヤーは、法令を遵守して販売を行うものとします。
- 6 サプライヤーが本規約に違反した販売をしようとする場合、その他当社が不適当と認める場合、当社はサプライヤーによる販売を停止又は取り消すことができるものとします。かかる停止又は取消によりサプライヤーに損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 7 サプライヤーは、本サービスにおいて以下の商品の販売を行うことはできません。
 - 1 法令で販売・所持が規制されているもの
 - 2 公序良俗、モラルに反するもの
 - 3 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの
 - 4 犯罪や違法行為に悪用されるおそれのあるもの
 - 5 盗品など不正な経路で入手したもの
 - 6 アダルト商品を含めて青少年の保護育成上好ましくないもの
 - 7 危険性や安全性に問題があるもの
 - 8 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの
 - 9 犯罪を誘発するもの
 - 10 金券類
 - 11 金融行為に類するもの
 - 12 たばこ類
 - 13 美容整形・エステに関するもの
 - 14 偽ブランド・海賊版
 - 15 生物
 - 16 占い・靈感商法に類するもの
 - 17 情報商材
 - 18 その他当社が不適切と判断したもの
- 8 第2項に基づく情報の誤り、錯誤、事実との差異により、バイヤーに生じた損害については、サプライヤーが直接責任を負い、バイヤーに対して誠実に対応するものとし当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 取引申請

- 1 バイヤーが本商品の価格の閲覧や購入を希望する場合、当該商品を販売しようとするサプライヤーに対し、当社所定の方式により取引の申請(以下「取引申請」といいます。)を行い、サプライヤーがこれを当社所定の方式により承諾することにより、バイヤーは、当該サプライヤーが販売しようとする本商品の価格の閲覧、購入ができるようになるものとします。
- 2 サプライヤーが承諾しなかった場合の判断の理由について、サプライヤーは一切バイヤーに開示する義務を負いません。
- 3 バイヤーは、サプライヤーから本商品を購入するにあたり、GMOペイメントサービ

ス株式会社が提供するGMO掛け払いと称する決済システム又はGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下あわせて「決済事業者」といいます。）が提供する決済システムのいずれかの決済手段を選択して利用して、購入代金の支払を行うものとします。

- 4 バイヤーは、取引申請をする際に決済事業者の決済手段に関する審査を申込み、当該審査に合格しなければ、本サービスによりサプライヤーから本商品を購入することはできません。

第9条 本サービスを通じた本商品の売買契約の締結

- 1 取引申請を許可されたバイヤーが、当社所定の方式により本商品の購入を申し込んだ時点で、サプライヤーを売主、バイヤーを買主とする商品ページに記載された条件に従った内容の本商品の売買契約が成立します。
- 2 売買契約が成立した場合、バイヤーは、第7条3項により選択し、審査に合格した決済手段を用いて、本商品の代金（消費税相当額を含みます。以下同じ。）と送料の合計額を決済手段が定める方法により支払うものとし、当社はバイヤーから本サービスが定める方法により商品の購入代金（消費税相当額を含みます。以下同じ。）と送料の合計額を決済事業者を通じて、サプライヤーに代わり受領します。
- 3 売買契約成立後のサプライヤー都合によるキャンセルはできません。但し、サプライヤーは、本商品の在庫切れ等やむを得ない事情が生じている場合に限り、売買契約が成立して3営業日以内にバイヤーに通知することにより、売買契約をキャンセルすることができます。
- 4 売買契約成立後のバイヤー都合によるキャンセルはできません。

第10条 売上金の引き渡しと本サービス利用料金

- 1 サプライヤーは、売買契約が成立した場合、当社に対して、本サービス利用料として、売買契約に基づく本商品売上金額（消費税別）に対して当社所定の本サービス利用料を支払います。
- 2 当社は、サプライヤーに対し、月間の本商品売上金額から前項に基づく月間の本サービス利用料を控除した金額を、毎月末日に締めて翌月末日までに、サプライヤーが指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。但し、振込手数料はサプライヤーの負担とします。

第11条 本商品の納品

- 1 サプライヤーは、バイヤーとの間に、売買契約が成立した場合は、本サービス内でバイヤーから指定されたお届け先住所宛に本商品を発送するものとします。
- 2 納品時に本商品の破損、数量不足等の瑕疵があった場合には、バイヤーは受領後5営業日以内にその詳細をサプライヤーに連絡するものとし、サプライヤーは本商品の破損、数量不足等の瑕疵について誠実に対応するものとします。

第12条 クレーム処理

バイヤーまたはバイヤーから本商品を購入した第三者から本商品に関するクレーム(製造物責任法上の「欠陥」を含むが、これに限らないものとします。)があった場合、その対応および処理は、サプライヤーがその費用と責任において行うものとします。ただし、当該クレームが当社の責に帰すべき事由によるものである場合、その対応および処理は、当社がその費用と責任において行うものとします。

第13条 個人情報

- 1 本サービスに関して得られたバイヤーの個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定義される「個人情報」を意味します。以下同じ。）は、すべて当社に帰属するものとし、当社は、個人情報を、本商品の納品のために必要な範囲でサプライヤーに開示します。
- 2 当社は、サプライヤーの個人情報を、別途当社が定める「プライバシーポリシー」にしたがって取り扱うものとし、サプライヤーはこれに同意します。
- 3 サプライヤーは、本商品の納品の目的以外には、バイヤーの個人情報を利用することはできません。

- 4 万一、サプライヤーまたはその使用人による取扱い上の不注意や過失により、個人情報漏洩などの問題が発生した場合には、サプライヤーは全ての責任を負い、速やかに適切な措置をとらなければなりません。

第14条 変更事項の通知

- 1 サプライヤーは第3条の会員登録時に提供した情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社が別途指定する方法により変更内容を通知し、当社が要求する書類を提出しなければなりません。
- 2 サプライヤーが、前項の通知及び書類の提出をするまでの間または前項の通知又は書類の提出を怠ったことにより、不利益や損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第15条 退会

- 1 サプライヤーが、本サービスの退会を希望する場合、当社所定の方法により、当社まで連絡します。但し、進行中の取引がある場合は、当該取引が終了するまでの間、サプライヤーは退会できないものとします。
- 2 当社は、前項のサプライヤーからの退会の連絡について確認したことをもって、サプライヤーが退会したものとします。
- 3 当社は、サプライヤーが本サービスから退会した場合も、本サービスの利用によるサプライヤーへの支払い履歴など、当社が必要と判断した情報を保管及び利用します。

第16条 本サービスの内容及び仕様の変更

当社は、本サービスの内容及び仕様を予告なく変更することがあるものとし、サプライヤーはこれに異議を唱えることができないものとします。

第17条 本サービスの終了及び中断

- 1 当社は、当社が適当と判断する方法でサプライヤーに事前に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。
- 2 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、サプライヤーに事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等に関するメンテナンスを定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) サプライヤー及びバイヤーのセキュリティを確保する必要性が生じた場合
 - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (5) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (6) 天災、法令改正等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (7) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
- 3 本条に基づく当社の措置によりサプライヤーに発生した一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第18条 権利義務の第三者への譲渡禁止

- 1 サプライヤーは、本契約上の地位及び本規約により生ずる権利義務について、第三者に譲渡し、または第三者の権利を設定してはならないものとします。
- 2 当社が、本サービスに関する事業を第三者に譲渡したときは、当社は、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びにサプライヤーに関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、サプライヤーは、予めこれに同意するものとします。

第19条 保証の否認および免責事項

- 1 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグを含む。）がないことを保証いたしません。

- 2 本商品、商品ページ上の記載内容、サプライヤーによる個人情報の取扱いなどについては、サプライヤーが直接バイヤーに対して責任を負うものとします。
- 3 当社は、本商品の内容等について、その内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないことなどについて、一切保証いたしません。
- 4 サプライヤーは、本サービスの利用によりバイヤーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、サプライヤー自身の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害を賠償するものとします。
- 5 サプライヤーは、本サービスの利用に関してサプライヤーに適用される法令、通達、指針、ガイドライン、業界団体の規則等に違反しないかを自らの費用と責任において確認するものとし、当社は、この点について何らの保証もせず、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、本サービスの提供にあたってサプライヤーに損害を与えた場合、当社に故意または重大な過失がある場合に限り、サプライヤーが、直接の結果として現実に被った通常の損害に対して賠償をする責任を負います。なお、いかなる場合でも、本サービスに関連して当社が負う損害賠償の額は、当該損害の発生した日から遡って1か月間に当社が当該サプライヤーから受領した第10条第1項に基づくサービス利用料の額を上限とし、それ以外の損害については一切その責任を負いません。

第20条 本規約の変更等

- 1 当社は以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、サプライヤーの本サービスの利用条件の内容は、変更後の利用規約に従うものとします。
 - (1)本規約の変更がサプライヤーの一般の利益に適合するとき
 - (2)本規約の変更が、本契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び合理性があるとき
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、少なくとも1カ月の予告期間において、変更後の利用規約の内容及び変更の効力発生日をサプライヤーに通知又は公表するものとし、当該予告期間の満了日の経過をもって、本規約の変更の効果が生じるものとします。

第21条 禁止事項

- 1 サプライヤーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1)法令または公序良俗に反する行為
 - (2)本サービスに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (3)当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊等する行為
 - (4)本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
 - (5)不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
 - (6)本契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (7)犯罪に結びつく行為又はそのおそれがある行為
 - (8)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
 - (10)本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - (11)本サービスならびに本サービスのコンテンツおよびその内容について、その全部または一部を問わず、商業目的で利用（使用、複製、複写、蓄積、再生、販売、再販売その他形態のいかんを問いません）する行為
 - (12)虚偽の情報を本サービス上で投稿、送信等する行為
 - (13)販売の意思がないのに、売買契約を締結する行為
 - (14)当社、他のサプライヤー、バイヤー又は第三者の権利を侵害する行為
 - (15)本サービスを妨害する行為

- (16)本サービスを、提供の趣旨に照らして本来のサービス提供の目的とは異なる目的で利用する行為
 - (17)第三者に対し、本契約期間中及び本契約終了後2年間、本サービスと類似するサービスを提供する行為
 - (18) 本件サイトを通じて取引が発生したバイヤーと、本件サイトを介さず行う、物品の売買取引行為
 - (19)その他当社が不相当と判断する行為
- 2 当社は、サプライヤーの行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前にサプライヤーに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に基づく情報を削除することができます。
 - 3 サプライヤーが第1項18号の行為を行った場合、サプライヤーは、当社に対して、①当該売買取引の取引高の10倍の金額又は②金100万円のいずれか高い方の金額を、違約金として支払うものとします。
 - 4 前3項までの規定に関わらず、当社は、サプライヤーの行為又はサプライヤーが伝達するデータ、コンテンツなどの情報を監視する義務を負うものではありません。

第22条 契約解除権

- 1 当社は、サプライヤーに次の事由が生じた場合、何らの催告も要することなく本契約の全部または一部をただちに解除することができるものとします。
 - (1)差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、またはこれらの処分を受けるべき事由が生じたとき。
 - (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3)破産手続、特別清算手続、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。
 - (4)営業の廃止もしくは変更、または合併もしくは解散の決議をなしたとき。
 - (5)本契約に基づく義務に違反したまたは義務の履行が困難であると当社が判断したとき。
 - (6)第3条第2項各号に該当することが判明したとき。
 - (7)本規約又は本契約に違反したとき
 - (8)本契約に基づく債務を履行しないとき
 - (9)本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (10)その他サプライヤーの財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき
 - (11)その他当社が本契約を継続するに関し、不適當な事情があると判断したとき
- 2 当社は本条の措置により、サプライヤーに生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第23条 機密の保持

- 1 本規約において、「秘密情報」とは、本サービスに関連して、サプライヤーが当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供もしくは開示され、または知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 開示された時点で既に公知であったもの、又は開示された後にサプライヤーの責めに帰すべからざる事由によって公知となったもの。
 - (2) 開示を受けた時点で既にサプライヤーが自ら保有していたもの
 - (3) 開示された後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示されたもの
 - (4) 開示の前後を問わず、サプライヤーに提供された情報又は資料を参照することなくサプライヤーが独自に開発したもの
 - (5) 裁判所の命令により開示が義務づけられ、又は法令に基づき開示が義務づけられているもの
- 2 サプライヤーは、秘密情報を、本サービスを利用する目的に限定して利用するとともに、当社の事前の書面による承諾なくして第三者に提供、開示または漏洩してはならぬ

いものとしします。

- 3 前項の定めにかかわらず、サプライヤーは、法令の定めによる命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、サプライヤーは、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
- 4 サプライヤーは、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとしします。
- 5 サプライヤーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびその全ての複製物を、当社の指示に従い、返却または廃棄しなければなりません。

第24条 知的財産権

本サービスに関する特許権、著作権、意匠権、実用新案権、商標権等の知的財産権は当社又は権利者である第三者に帰属するものとし、本契約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第25条 反社会的勢力の排除

- 1 当社及びサプライヤーは、相互に、当社及びサプライヤー、その代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(以下「当社及びサプライヤーの関係者」といいます。)が、下記各号に該当しないことを表明、保証します。

記

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関連企業
- (5) 総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団
- (6) その他前各号に準じる者

- 2 当社及びサプライヤーは、相手方が下記各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せず、直ちに利用契約等の全部又は一部を解除することができます。

記

- (1) 前項の表明、保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 当社及びサプライヤーの関係者が、前1項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 当社及びサプライヤーの関係者が、自ら又は第三者を利用して、以下に該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前①乃至④に類する行為
- 3 前項の規定に相手方が該当し、本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、解除者は何らの賠償ないし保証を要しないものとしします。
- 4 前2項の解除により、解除者に損害が生じたときは、その相手方は解除者の損害を賠償するものとしします。

第26条 通知

- 1 当社は、本サービスに関連してサプライヤーに通知をする場合には、本サービスに掲示する方法又は登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
- 2 前項に定める方法により行われた通知は、前者の場合には通知内容が本サービスに掲示された時点に、後者の場合は当社が電子メール・文書を発信した時点に、それぞれそ

の効力を生じるものとします。

第27条 有効期限

- 1 本契約の有効期間は、第3条に基づき本契約が成立した日から、サプライヤーの退会
手続が完了するまで又は第22条1項、第25条2項により契約が解除されるまでとします。
但し、本サービスが終了した場合には本サービスが終了した時点をもって本契約は終了
するものとします。
- 2 本契約が終了した場合でも、第3条第2項、第4条第2項及び第3項、第5条第1項及び第2
項、第6条、第7条第6項及び第8項、第8条第2項、第11条第2項、第13条、第14条第2項、
第15条第2項、第17条第3項、第18条、第19条、第21条、第22条第2項、第23条、第24
条、第25条第3項4項、本条、並びに第28条の規定は、有効に存続するものとします。

第28条 準拠法及び管轄裁判所

準拠法は日本法とし、本契約に基づく訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専
属的管轄裁判所とします。

第29条 別途協議

本規約に定めのない事項および疑義の生じた事項については、サプライヤーと当社が
別途協議の上決定するものとします。